

報第2号

京都市市税条例の一部を改正する条例の制定について

特に緊急を要したため、次のように京都市市税条例の一部を改正する条例を制定したので、報告するとともに、承認を求める。

平成20年5月16日提出

京都市長 門川大作

京都市市税条例の一部を改正する条例を公布する。

平成20年4月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第3号

京都市市税条例の一部を改正する条例

京都市市税条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「、法人及び」を「、法人、」に、「のあるものが法第321条の8第1項」を「があり、かつ、法第294条第8項に規定する収益事業（以下「収益事業」という。）を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。以下「人格のない社団等」という。）及び法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託（以下「法人課税信託」という。）の引受けを行うものが法第321条の8第1項」に、「免れた法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのある」を「免れた法人、人格のない社団等及び法人課税信託の引受けを行う」に改める。

第17条第1項第4号中「及び本市の区域内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（第4項に規定するものを除く。第28条の4第1項において同じ。）」を削り、同項第5号中「（法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託をいう。以下同じ。）」を削り、同条第

4項を次のように改める。

4 人格のない社団等又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。

第18条第1項第4号中「法人」を「特定非営利活動法人」に改め、同項第7号を削る。

第26条（見出しを含む。）及び第32条の9の見出し中「法人等」を「法人」に改める。

第32条の11の見出し中「法人等」を「法人」に改め、同条第1項中「よって」を「より」に、「または決定を」を「又は決定を」に、「直ちに更正または決定通知書を」を「その旨を記載した通知書を直ちに」に改め、同条第2項中「または決定に」を「又は決定に」に、「更正または決定通知書」を「通知書」に改める。

第32条の12の見出し中「法人等」を「法人」に改め、同条第1項中「または」を「又は」に改め、同条第2項中「よって」を「より」に、「または決定通知書」を「又は決定に係る通知書」に改め、「納期限までに、」の右に「申請書に」を加え、「証明する書類を添付した申請書を」を「証する書類を添えて、」に改める。

第130条第4項前段中「第73条の2第11項及び第12項」を「第73条の2第10項及び第11項」に改め、同項後段中「同条第11項」を「同条第10項」に、「同条第12項」を「同条第11項」に改める。

附則第4条の3の見出し中「中小法人等」を「中小法人」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「法人等（法第312条第1項に規定する法人等をいい）」を「法人（第17条第4項の規定により法人とみなされるものを含み）」に改め、同項第1号中「、資本金」を「又は資本金」に改め、「又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めがあるもの」を削り、同条第5項及び第6項中「法人等」を「法人」に改める。

附則第5条の2第3項中「申告書」を「市民税住宅借入金等特別税額控除申告書」に改め、「場合」の右に「（納税通知書が送達された後に当該申告書が提出された場合において、当該納税通知書が送達される時までに当該申告書が提出されなかったことについて、市長がやむを得ない理由があると認めるときを含む。）」を加える。

附則第8条第1項中「附則第16条」を「附則第15条の6、第15条の8又は第15条の9」に、「同条」を「それぞれこれらの規定」に改め、同条第2項中「附則第16条第8項、第11項及び第12項」を「附則第15条の9第1項、第4項、第5項、第9項又は第10項」に改め、同条第4項中「附則第16条第8項」を「附則第15条の9第1項」に改める。

附則第16条の4の2第2項中「附則第16条第4項」を「附則第15条の8第2項」に改める。

附則第19条の3第1項中「附則第35条の3第11項」を「附則第35条の3第9項」に改め、同条第2項中「。第7項において同じ」を削り、同条第3項中「附則第35条の3第13項」を「附則第35条の3第11項」に改め、同条第6項及び第7項を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（市民税に関する規定の適用区分）

第2条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の京都市市税条例（以下「改正後の条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成20年度分の個人の市民税から適用し、平成19年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の京都市市税条例（以下「改正前

の条例」という。)附則第19条の3第6項の市民税の所得割の納稅義務者が同項に規定する払込みにより同項に規定する取得をした同項に規定する特定株式については、同項及び同条第7項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第6項中「平成21年3月31日」とあるのは、「平成20年4月29日」とする。

第3条 次項に定めるものを除き、改正後の条例の規定中法人の市民税に関する部分は、平成20年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

2 改正前の条例第17条第1項第4号及び第18条第1項第7号に規定する法人でない社団又は財団に対する平成19年度分までの法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税及び都市計画税に関する規定の適用区分)

第4条 改正後の条例の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、平成20年度分の固定資産税及び都市計画税から適用し、平成19年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

(その他の経過措置)

第5条 前3条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。

提案理由

地方自治法第179条第3項の規定により提案する。